

第10期大学分科会の審議の状況について

1. 第10期における審議実績

大学分科会

●教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について

- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）やグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中、大学が Society 5.0 時代に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤としての役割を従来以上に果たしていくため、大学の教育研究機能の強化に向けて、大学の現状と課題を捉えながら、教育研究活動の直接的な担い手である「大学教員の在り方」、組織的かつ総合的な「教育研究機能の活性化」、それらを支える「事務職員等の役割」や「組織マネジメントの在り方」等の幅広い観点から、教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について審議し、第10期大学分科会の審議まとめとして、「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」（参考資料1）を取りまとめた。

●地域連携プラットフォーム構築に関するガイドラインについて

- ・ 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）（以下「グランドデザイン答申」という。）を踏まえ、各地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が自ら一体となって恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向け連携協力して取り組んでいくことを促進するための「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」（令和 2 年 10 月 30 日文部科学省高等教育局）（参考資料 2、3）の策定について審議した。

●大学等連携推進法人等について

- ・ グランドデザイン答申を踏まえ、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設け、併せて、大学等連携推進法人の社員である大

学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる教学上の特例措置を設けることについて審議した。(参考資料2、4、5)

●魅力ある地方大学の在り方について

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、内閣官房で開催された「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」の取りまとめを踏まえ、魅力ある地方大学の在り方について高等教育行政に関する専門的見地から審議し、令和3年2月に「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について」(参考資料6)を取りまとめた。

質保証システム部会

●質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- ・ 大学設置基準・設置認可審査、認証評価制度や大学における内部質保証、情報公開の在り方などの具体的な質保証システムの見直しに向けて、質保証システム全体を通じた考え方や「質が保証されている大学」について、どのような視点で見ていくべきかという共通認識を図るべく、関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、高等教育の質を保証するための観点や仕組み等について審議した。

大学院部会

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会)を踏まえ、大学院教育の体質改善を促すべく、大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に関する法令改正(参考資料7)や、大学院の国際化、リカレント教育等について審議した。

教学マネジメント特別委員会

●教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について

- ・ グランドデザイン答申を踏まえ、各大学において、学長のリーダーシップの下、学位プログラムごとに、三つのポリシーに基づいた教学マネジメントを確立するために必要と考えられる取組や、学修成果の可視化と情報公表の在り方について審議し、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）（参考資料8）を取りまとめた。

法科大学院等特別委員会

●法科大学院制度改革を踏まえた教育の充実について

- ・ 第198回通常国会で成立した法科大学院関連法を踏まえ、法学部と法科大学院が連携して行う5年一貫教育制度の詳細や、法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性、法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標、司法試験の在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例等について審議した。

●法学未修者教育の充実について

- ・ 入学者の多様なバックグラウンドに十分配慮した法学未修者教育の更なる充実に向け、学修者本位の教育の実現、効果的な学修に向けた法科大学院間の協働、法科大学院修了生のキャリアパスの多様化等について、関係団体等からのヒアリングも踏まえて方向性や対応策を審議し、令和3年2月に「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（参考資料9）を取りまとめた。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

●認証評価機関の認証について

- ・ 機関別認証評価機関の認証について、二つの申請機関について評価基準や審査体制などに関して審査を行い、認証することが適当と取りまとめた。（参考資料10、11）
- ・ 分野別認証評価については、グローバル法務分野及び広報・情報分野の専門職大学院に関する認証評価機関の認証について審査を行い、認証することが適当と取りまとめた。

●認証評価機関が行う自己点検・評価に係るヒアリングについて

- ・ 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の改正（平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）により、認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが規定されたことに伴い、八つの認証評価機関から提出された自己点検・評価書について確認を行った。

その他

- ・ 大学等を取り巻く状況の変化等に速やかに対応するため、高等教育政策全般について審議を行うとともに、大学設置基準等の改正に関し、審議の上で具体的な結論を得たものについては、その改正について随時答申を行った。（参考資料 12、13）

2. 今期に審議することが考えられる事項

●魅力ある地方大学の在り方について

- ・ 大学分科会においては、地域のそれぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築することが求められていることを背景に、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について、引き続き審議する予定。

●質保証システムの見直しについて

- ・ 質保証システム部会においては、第 10 期における審議を踏まえて、大学設置基準・設置認可審査の在り方、認証評価制度の見直しと大学における内部質保証、情報公開の在り方、大学等の質保証に資する定員管理の在り方、質保証を支える人材の育成、オンライン教育や対面授業とのハイブリッド化などニューノーマルにおける授業内容・授業方法の進展に対応した質保証の在り方、その他質保証システムの見直しに資する重要な論点について、引き続き審議する予定。

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた大学院における教育研究の在り方について、特に専攻分野ごとの特性を踏まえた上で、学部との接続等も考慮して、引き続き審議する予定。

●法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会においては、第 10 期の議論のまとめを踏まえて、法学未修者教育の充実に向けた更なる検討課題を審議するとともに、法学部と法科大学院が連携して行う新たな 5 年一貫教育制度の着実な実施について、引き続き審議する予定。

●認証評価機関の認証について

- ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、認証評価機関の認証について、引き続き審査する予定。

教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）概要

～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～

令和3年2月9日

中央教育審議会大学分科会

- デジタルトランスフォーメーションやグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中で、**大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤**となるものである。そして、**大学が知識集約型の価値創造システムの中核**として機能し、**変革の原動力**となることが期待される。
- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（平成30年11月中央教育審議会）においても、「**学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組みが「知識の共通基盤」として社会を支えている**」と述べており、教育と研究を両輪とする大学教育の重要性とともに、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である。

目指すべき方向性

大学内外の人的・物的リソースを様々な組み合わせ、総合的に教育研究機能を最大化し、教育・研究・社会貢献を実行する。

大学における「教育」と「研究」の両輪に関する現状・課題

大学教員の意識

大学教員は、**教育者の側面と研究者の側面を併せ持つが、研究志向が強い傾向。**

- 教育に比べて**研究への関心が高く**、教育と研究の両立は困難と考える割合が高い。
- 研究面の**ディシプリンに対する意識が高い一方で、社会貢献や異分野交流への意識が必ずしも高い者ばかりではない。**
- 他分野や事務職員らと協働するといった意識が必ずしも高くない。
- 教員の**管理運営業務に係る負担が大きく**、教育研究活動に専念する時間の確保が難しい。

教育と研究を両輪とするバランス

教育と研究のバランスの捉え方は、学部・大学院・専門職・短大の各課程でも多様。

- 大学、部局、教員それぞれのレベルで、**「教育」と「研究」のバランスは異なるもの。**
- 授業の場において、教員自らが直接的に多くの学生と徹底的に議論を交わすことで、**学生とともに学び、教員自身にとっても新たな気づきや、アイデアを生み出す研究活動の一端を担ってきた。**
- 教育と研究の軸足の置き方が異なる**教員がチームとして教育課程を編成し、両輪とする大学教育が成り立つ。**

大学教員の在り方

教員一人一人が生き生きと熱意をもって教育研究活動に打ち込むことが重要。

- 教員の**流動性やダイバーシティの確保**が依然として課題。
- 研究業績重視、年功序列の安定的な雇用など、**大学のミッションに応じた教員評価は十分とは言えない。**

教育研究機能の活性化

学生の履修科目数が多く、チームによる教育研究活動が十分でない。

- 教員個々の研究主題を重視するあまり、**授業科目数が細分化・過剰。**
- 組織的に教育研究の活性化を図るため、部局内外の**同僚教員との日常的な意見交換やチームティーチングが不可欠。**

大学の組織マネジメント

大学運営における時間マネジメントの意識と管理運営業務の見直しが急務。

- 大学教職員の管理運営業務等に関する負担が増大。
- 管理運営業務の権限をマネジメント層に集約・移譲や、業務そのものの効率化が必要。
- コロナ禍を経験し、**教職協働、事務職員等の役割の重要性**を再認識。

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けた方向性

教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方

教育研究活動では、学生を主役として、教員間の連携、TA・RA制度の活用を通じた活性化など、各場面においてチームとして取り組むことが重要。

- 教育課程の編成において、組織的に授業を担当する教員間の連携、チーム・ティーチングを実施。この際、教員中心に細分化された授業科目の統合等により、教員も学生も一つの科目に注力し、研究分野の異なる教員間、教員と学生が対話する機会を推進し、新しい知を創出。
- 例えば、学生参加型のFD等の導入・定着、教育評価プロセスに学生が参画するなど学生中心の教育改革の視点が重要。一方、学生は、自ら意欲的・主体的に学び、成長していくことが必要。
- TA・RAの処遇改善を前提に、TAの役割強化による直接的な授業支援などにより、学生の学習の深化や教員の授業負担軽減を図る。RAの活用や技術職員・URAを戦略的に育成・配置。

大学教育のニューノーマルに向けて

コロナ禍の経験を活かした新たな時代の大学教育へ転換。

- 授業科目の精選・統合、反転授業など密度の濃い教育内容・方法に変革し、学生の学習時間を増加。
- 一方向の講義スタイルから学生が議論し考える学習スタイルへ変化。
- 新たなハイブリッド型授業による教育方法の確立・定着に向けた支援。
- ニューノーマルに対応した国際交流の在り方。

教育研究を担う大学教職員の在り方

教員のダイバーシティ、評価の実質化、高度専門職人材の役割の重要性。

- 各大学のミッションに基づき募集段階で求める人材像を明示（教育重視や研究重視など）し、教員組織のダイバーシティを実現。
- デュアルトラック制の活用など、厳正な審査を経て若手・シニア教員を確保。
- 内部質保証の一環として、教員の業績を適正に把握、定期的な評価を実施し、大学のミッション実現のため結果を活用。
- 各大学は、教員評価として研究業績のみならず教育業績、研究指導実績などを評価軸とする。教員が自らの研究が学生の教育に活かされているのか自己評価し、部局長、同僚、学生等の多面的な評価を実施。
- 教育研究活動を支える重要なプレーヤーである高度専門職人材（URA等）の育成、役割や位置付けの明確化、人事給与体系の見直しなど、真の教職協働を実現。

大学運営を担う事務職員への期待

事務職員の役割の明確化とマネジメント層への参画推進。

- 事務職員の資質・能力の向上により、大学の教育研究機能の活性化に貢献。
- 大学経営の観点からも、事務職員が管理運営業務を担う存在であるという考え方への転換が必要。
- 事務職員の果たす役割が多様化し、期待が高まる中、役割の明確化と名称を含めた見直しにより、大学経営やマネジメント層の中核となる人材として活躍することを期待。
- 各大学で事務職員の役割や業務の魅力化を高め、戦略的な採用・育成計画を策定し、大学経営人材育成等の研修や教育プログラムを通じて、職員自らの意識改革と高度化・専門性を向上。

組織マネジメントの確立・推進

大学のビジョンや将来計画を共有し、組織全体でマネジメントを確立することが重要。時間マネジメントという観点も必要。

- 教員が教育研究活動に専念できるよう、教員が携わっている管理運営業務の見直し、会議運営・体制や事務作業等の改善・効率化を図るとともに、大学構成員の職務分担（権限と責任）の明確化など、民間企業等の取組も参考に実施。それによりサバティカル制度の活用なども期待。
- マネジメントの一環として、教職員の人事評価とともに、学部・研究科などの部局単位での評価を実施。（内部質保証の確立）
- 組織マネジメントを推進するため、アカデミア中心から事務職員など多様な構成員によるダイバーシティマネジメントの実現。
- マネジメントの基盤として活動全体を横断的・俯瞰的に捉えた「大学運営IR体制」を構築。様々なマネジメントを組み合わせることが一層重要。

社会の発展

人材育成

社会実装

イノベーション

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等**が**一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。**地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



組織的関与（トップ・ミドル層、キーパーソンが参画）

議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

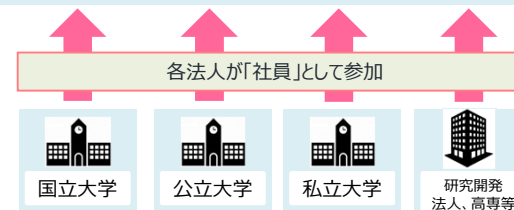
（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携
 - 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント）

令和2年10月30日公表

（※）ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

- 大学等の高等教育機関は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
 - 地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界。
- IT技術等の進化により、地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図っていくことが不可欠。

大学等にとっては、地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

産業界にとっては、自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化、魅力的な雇用の維持・増加

地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

（※）ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

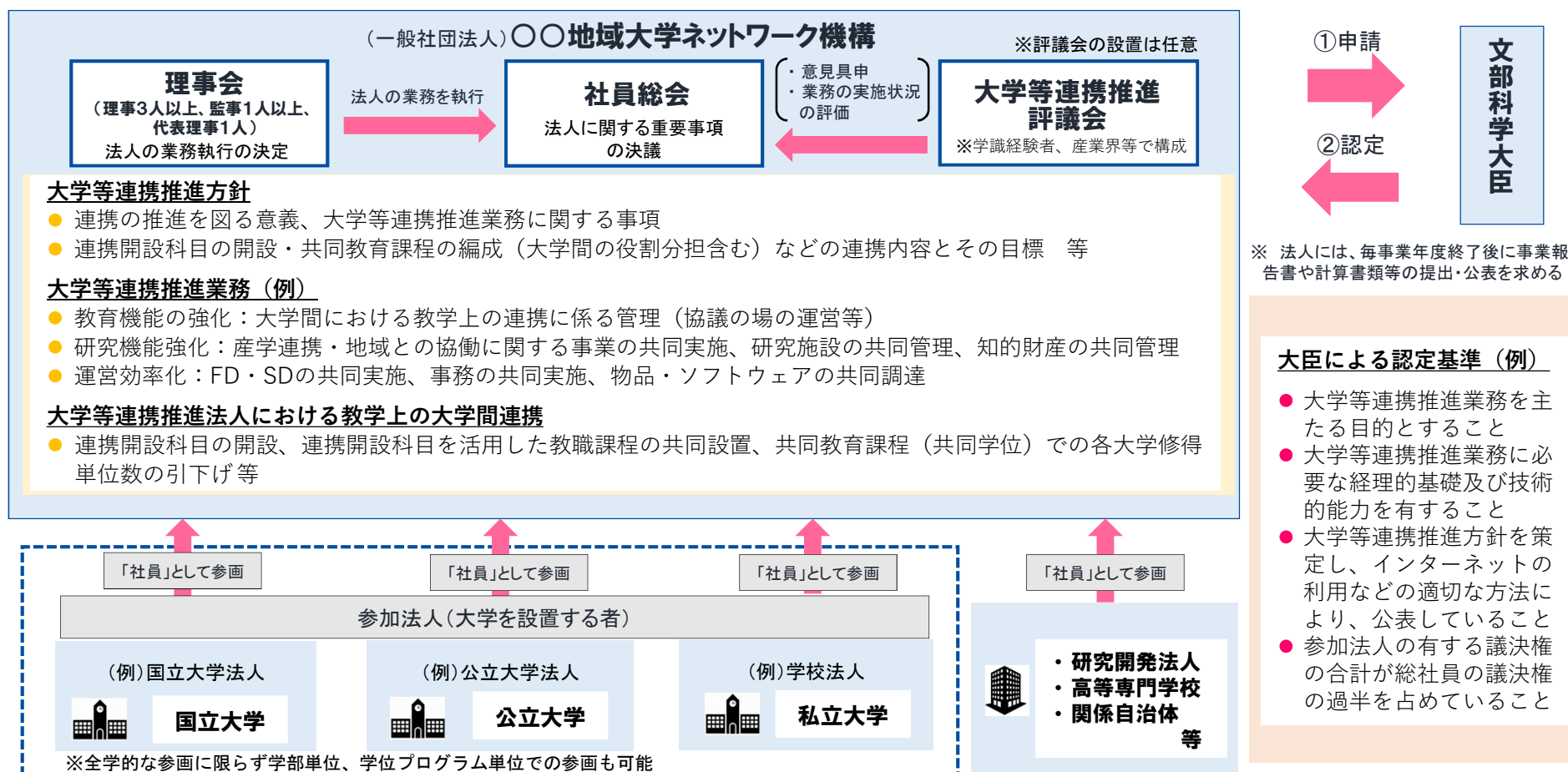
地域社会の維持・活性化

（参考）文部科学省ホームページ「地域連携プラットフォームの構築」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html

大学等連携推進法人について

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

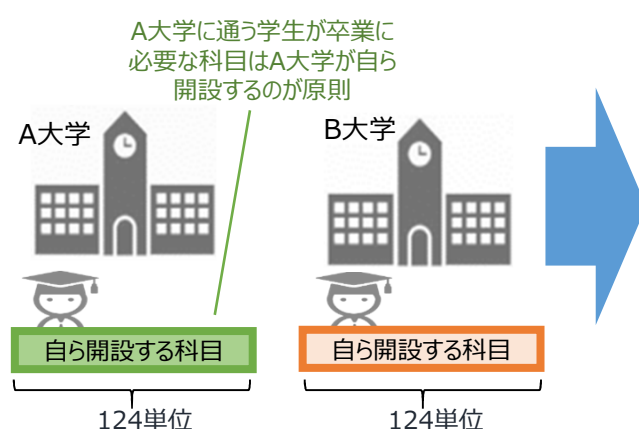
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。

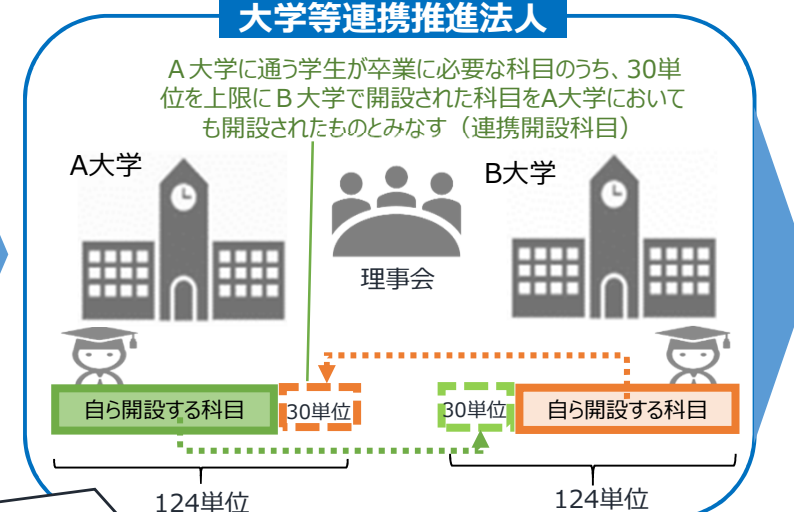
社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



大学等連携推進法人



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成
- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施

⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

令和3年2月 中央教育審議会大学分科会

- 本気で地方創生に取り組む地方国立大学の、大学改革を先導するような具体的取組については、原則として学部の定員増が認められていない国立大学に、極めて限定的かつ特例的に定員増を認めることも、地方大学の振興方策の一つとなり得る。
- その際、従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で、各大学が留意しなければならない事項について、中央教育審議会としての考え方を整理。

①地方創生に資する取組であること

- ・学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の地元定着につながるなど、他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること。
- その際、地元の地方公共団体（首長）・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること。（例 地元定着のための地域独自の奨学制度、地域の特長を生かした産業創出 等）

②地域における緊密な連携が図られた取組であること

- ・地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること。

③地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること

- ・地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること。
- ・地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じたキャリアアップ・キャリアチェンジ支援等、地域ニーズを踏まえた人材育成に資する取組であること。
- ・上記について、学部、大学院を通じた教育研究の質の向上、外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されていること。

④ 中長期的なKPI が設定された取組であること

- ・ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、中長期的なKPI の設定を求める。

⑤ その他

- ・ポストコロナのDX 社会における人材育成については、地域に定着しながら都市部にある企業で働くことが可能になるなど、地方創生に資する新たな働き方が生じつつあることを考慮すること。

（今後に向けて）

- ✓ 魅力ある地方大学づくりは国立大学のみで成立するわけではない。公私立大学を含め、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められており、中央教育審議会大学分科会においては、引き続き、魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていく予定。
- ✓ その際、魅力ある地方大学の実現と各大学における質保証の取組は表裏一体のものであり、各地域において必要とされる大学とはどのようなものであるのかについて、引き続き議論。

概要

学生がキャリアパスに対する不安から大学院進学を躊躇している現状を改善し、大学院が今後の社会の需要に応じていく観点から、「**大学院教育の体質改善**」の方策として、「**三つの方針**」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、大学院の取組の社会への積極的な発信、博士課程学生の教育能力の向上、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消のための省令改正を行う。

1－1．学校教育法施行規則の改正

①「三つの方針」の策定・公表の義務化

「未来を牽引する大学院教育改革」(平成27年9月中央教育審議会大学分科会)とあわせて、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会)も活用しつつ、「三つの方針」を策定・再点検。

大学院は、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて「**三つの方針**」（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定め、公表するものとする。なお、「入学者受入れの方針」の策定・公表は平成23年に義務化済み。

②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

大学院を置く大学は、大学院における学位論文に係る評価の基準を公表するものとする。

※大学院設置基準第14条の2第2項において、学位論文に係る評価の基準を学生に対して明示することは既に義務付けられている。
※具体的に公表すべき事項は、学位論文が満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目等を想定。
※学位論文に係る評価の基準は、修士論文及び修士課程における特定の課題についての研究並びに博士論文に係る評価の基準が該当。

1－2．大学院設置基準の改正

③博士後期課程におけるプレFDの実施又は情報提供の努力義務化

大学院は、**博士後期課程の学生は修了後自らが有する学識を教授する見込みが高いことから、そのために必要な能力を培うための機会（プレFD）を設ける又は当該機会に関する情報の提供に努めるものとする。**

※各大学が自ら企画してプレFDを実施するほか、他大学等が実施するプレFDに自大学の博士後期課程学生が参加するために必要な情報提供を行うことを想定。

④学費や経済的支援等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの努力義務化

大学院は、**授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。**

※授業料、入学料その他の大学が徴収する費用及び経済的支援の額、受けられる経済的支援のメニューや条件等が整理され、一覧的・網羅的に確認できる形で、入学出願書類やホームページの入学案内等から参照できることを想定。

2．施行期日

2019年8月：公布（①～④全て）及び施行（③・④）
2020年4月：施行（①・②）

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

教学マネジメント指針とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週複数回授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ

令和3年2月

法科大学院をめぐる現状

- 一連の改革により、募集継続校は**35校**、入学定員総数は**2,253人**と、**規模が適正化**。R2年度からの定員管理により、司法試験合格までの予測可能性を高める。
- 法学部3年(法曹コース)+法科大学院2年のプロセスを幹とする**5年一貫教育制度の創設と司法試験の在学中受験資格の導入**により、学生の時間的・経済的負担を軽減。
- 法学未修者**については、入学者全体に占める**社会人・非法学部出身者が減少**(各2割未満)。司法試験合格率も法学既修者との差が**顕著**(累積合格率は、既修者74.9%に対し、未修者44.8%)であり、**さらなる対応が必要**。
- 人生100年時代、デジタル化、ポストコロナ社会では、多様な法的サービスの提供が求められ、**幅広い知見を有する法律人材の量的・質的ニーズが増加**。

法学未修者教育の充実に向けた課題

- 法学未修者(非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人等)は、自分に適した学修方法や確保できる学修時間などが様々。
- 習熟度の違い等を踏まえた上で、**複数の選択肢を用意し、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択**できるような学修環境を提供することが重要。

多様な経歴や能力に配慮した
学修者本位の教育の実現

- 法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多い。
- 各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し、法学未修者教育の充実にとともに取り組むことが期待される。

法科大学院間の協働による
全体の教育水準の向上

課題を踏まえた5つの対応策

1 学修者本位の教育の実現

- コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、**オンデマンド方式を含めたICT(遠隔授業)**を適切に活用。

【メリット】 時間や場所の制約なく**自らのペースで繰り返し視聴**が可能

オンデマンド方式の予復習をもとにした**反転授業**で、より本質的な双方向・多方向の授業を実現

共有や公開が容易なため、**入学予定者向けの模擬授業・導入授業、学内FD**など、幅広い活用が可能

一方で、ICTを活用する際には、**学修意欲を維持**したり、**教職員・学生同士の交流を確保**したりする工夫が必要。

- 補助教員**(修了生や法律実務家等)による**授業フォローや論述指導を一層促進**し、**学修面・生活面・精神面で学生支援**を実施。文部科学省は、補助教員の学修支援がカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるよう留意事項を整理。
- 学生の希望に応じ、**長期履修制度**などを柔軟に活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

2 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 法学未修者の中でも、特に**非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人**に配慮した学修環境を整えることが必要。
- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるため、**ICT(オンデマンド)を活用**。
- 非法学部出身者等の初学者向けに**、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介など、**入学前の多様な学修機会を提供**。また、科目等履修生として入学前に単位取得することも可能。
- 法律基本科目の学修に注力できる環境**を整備するため、**入学前の実務経験や法学以外の知識・能力の評価手法を検討**。

3 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場(協働プラットフォーム)**を設置。
- 法学未修者に適した**教育内容・手法の共有・開発**のほか、**補助教員の活用、FD・SDの活性化等**について、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者教育の全体の教育水準の向上**を目指す。

4 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた**学修・進路指導を充実**する。
- 各法科大学院における客観的な進級判定の一材料として、引き続き、適切に活用する。

5 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域(技術革新への対応、グローバル・ローカルの諸課題への対応等)において多数の法科大学院修了生が活躍し、**法科大学院教育の成果を広く社会に還元**できるよう、**キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供・発信等を行う**。**法科大学院修了生の幅広い進路を把握し、発信**することが重要。

今後のさらなる検討課題

上記の対応策の進捗確認と成果検証を行いつつ、引き続き検討

- ◆ICTを活用した法学教育の在り方 ◆法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取り組みや適性を踏まえた入学の在り方
- ◆非法学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方
- ◆夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方 ◆1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方

一般財団法人大学教育質保証・評価センターの審議結果について

1. 申請の概要

公立大学改革支援・評価研究センター（申請時）から、大学（短期大学を除く）を評価するため、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙1）。

2. 審査委員会における審査概要

申請内容が学校教育法等で定める認証の基準を満たしているか否かを含め、以下のとおり審議が行われた（申請概要は別紙2、認証の基準は別紙3）。

なお、審議の過程において申請者は任意団体から一般財団法人となり、名称も申請時の「公立大学改革支援・評価研究センター」から「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」に改名された。

【主な審議内容】

- 大学評価基準について評価の指針を確認するとともに、各基準の適合状況について評価結果として明示することを確認した。
- 大学の質を保証する認証評価機関としての第三者性が確保されていることを確認した。
- 認証評価機関として特定の設置者に偏ることなく、全ての国公立大学について評価をすることができる体制であることを確認した。
- 認証評価を実施するために必要な経営基盤・運営体制について、一定の運営資金や人員が確保されることとなっており、安定的に認証評価を実施することができることを確認した。

【主な意見】

別添のとおり

3. 審査委員会の結論

大学（短期大学を除く）の評価を行う機関として文部科学大臣が認証することが適当。

大学教育質保証・評価センターに対する意見

- 公正な評価を行うためには、大学における教育研究に関し識見を有する評価委員を幅広く確保することが必要であることから、大学関係者及びそれ以外の有識者から適任者を選任する必要がある。
- 独立した第三者的な視点からの評価を行うことができるよう、評価方法及び評価体制に十分留意する必要がある。
- 受審を希望する大学に確実に対応できるよう、運営体制及び評価体制の充実に一層努める必要がある。
- 評価活動が適確かつ円滑に継続的に実施されるよう、収入の確保及び財政基盤の確立に一層努める必要がある。

一般財団法人短期大学基準協会の審議結果について

1. 申請の概要

一般財団法人短期大学基準協会から、大学（短期大学を除く。）を評価することについて、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙1）。

○ 評価方法及び評価結果（案）

対象大学が作成する自己点検・評価報告書に基づき書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。

評価は、当該大学の教育研究活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- ① 4基準に照らして全てが合である場合は「適格」とする。
- ② 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。
- ③ 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合または重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。
- ④ 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがある。

2. 審査委員会における審査概要

【主な審議内容】

- 組織の名称や定款について、4年制の大学も評価の対象とすることが明確になるように変更する予定であることを確認した。
（名称は、認証後に「大学・短期大学基準協会」に改称予定）
- 評価結果を出す時期について、その取扱いが不明確であったが、原則として受審年度内に結果を出すことを確認した。
- 適合を受けられなかった大学に対する再度の評価について、評価結果として示す内容が不明確であったが、再度の評価と本評価の結果と合わせて、「適格」又は「不適格」の判定を行うこととし、要綱にもその旨が明記されたことを確認した。

上記を踏まえ、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した（認証の基準は別紙2）。

3. 審査委員会の結論

大学（短期大学を除く。）の評価を行う機関として文部科学大臣が認証することが適当。

【附帯意見】

- ・ 大学院を含めた多様な大学の評価を適確に実施するため、継続的に評価基準や評価方法等を見直していく必要がある。
- ・ 公正かつ適確に評価活動が実施されるよう、事務局、評価者及び被評価者の役割分担を整理しつつ、評価体制の充実に一層努める必要がある。

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 学部等連係課程等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、審査プロセスの簡略化を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程)の例

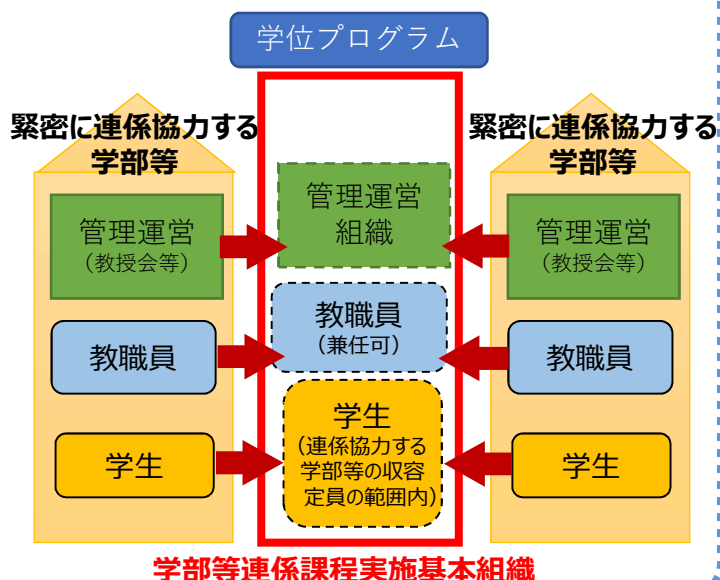
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織＝
教員が所属する組織＝
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定



大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加



社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付することができる旨を規定



社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

令和元年8月13日 公布・施行

背景

現状・課題

- ✓ 今後の社会変化に対応するためには、幅広い年齢層の人材が高度な「知」を身に付ける必要があり、そうした「知」にアクセスできる教育機会の充実が求められている
- ✓ 学び直しの際に重視するカリキュラムは、特定分野を深く追求した研究・学習や最先端をテーマに置いた内容等が挙げられており、学士課程を超えたより高度な大学院レベルのリカレント教育の需要が一定程度存在する
- ✓ 社会人の学び直しの方法として、大学・大学院等の活用割合は極めて低い
- ✓ 学び直しにあたっての主な課題として、仕事等が忙しく時間の余裕がないことが挙げられている

審議会等における提言等

- ✓ 2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）（平成31年1月 中教審大学分科会）
「科目等履修制度の積極的な活用を促進するとともに、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価すること」
- ✓ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月 閣議決定）
「社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。」

➡ 大学院におけるリカレント教育の推進のため、制度面についても柔軟化に向けた検討を行う必要がある

改正概要

1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化

- ① 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が**他の大学院において修得した単位**を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院において修得したものとみなすことができる。
- ② 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に**入学する前に他の大学院において修得した単位**（科目等履修生制度を含む。）を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができる。

→ ①及び②で修得したものとみなすことのできる単位数は、**合わせて20単位を超えないものとする。** ※ 現状は、①及び②それぞれ上限単位10単位

2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮

大学院は、**入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位**（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（後期を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、**当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなす**ことができる。

- ※ 修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。
- ※ 修士課程を修了した者の博士課程における在学期間（大学院設置基準第17条第1項又は第2項の規定によるもの）については、適用しない。
- ※ 学部及び専門職大学院においては既に措置されている。

施行期日

令和2年6月30日 公布・施行

第 10 期中央教育審議会大学分科会委員

委員：平成31年2月15日発令

臨時委員：平成31年3月27日発令

(委員) 8名

分科会長	永田 恭介	筑波大学長
副分科会長	村田 治	関西学院大学学長、学校法人関西学院副理事長
副分科会長	渡邊光一郎	第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長、 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
	有信 睦弘	東京大学未来ビジョン研究センター特任教授、 東京大学大学執行役・副学長
	亀山 郁夫	名古屋外国語大学学長
	志賀 俊之	株式会社INCJ 代表取締役会長(CEO)
	日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事、国際基督教大学前学長
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

(臨時委員) 20名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部恵美子	長崎短期大学学長
宇山 恵子	東京医科歯科大学特任講師、国立大学附属病院長会議広報担当
加登田恵子	公立大学法人山口県立大学学長
金子 元久	筑波大学特命教授
河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 日本私立学校振興・共済事業団前理事長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授
鈴木 雅子	株式会社パソナグループ エグゼクティブアドバイザー
高倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長、日本労働組合総連合会副会長
高宮いづみ	近畿大学副学長、文芸学部教授
但野 茂	函館工業高等専門学校校長、独立行政法人国立高等専門学校機構元理事
曄道 佳明	上智大学学長
長谷川真理子	総合研究大学院大学学長
福田 益和	学校法人福田学園理事長
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
益戸 正樹	UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行取締役
松尾 清一	名古屋大学総長
三村 信男	茨城大学地球・地域環境共創機構特命教授・前学長
山田 啓二	京都産業大学法学部教授・前京都府知事

計 28 名

※安部、古沢各委員の発令日は平成31年3月20日

第10期中央教育審議会大学分科会 質保証システム部会委員名簿

委員：平成31年2月15日発令

臨時委員：令和2年6月8日発令

専門委員：平成31年4月26日発令

（委員）3名

部会長	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
副部会長	日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事、国際基督教大前学長
	永田 恭介	筑波大学長

（臨時委員）10名

浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部副学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDGs本部長
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
宮内 孝久	神田外語大学長

（専門委員）5名

大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
林 隆之	政策研究大学院大学教授
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計18名

※濱中委員の発令日は平成31年4月23日

※古沢委員の発令日は平成31年3月20日

※前田委員の発令日は平成31年3月27日

10期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員

委 員：平成31年2月15日発令

臨時委員：平成31年4月23日発令

(委 員)	2名	
部 会 長	有 信 睦 弘	東京大学未来ビジョン研究センター特任教授、東京大学 大学執行役・副学長
副部会長	村 田 治	関西学院大学学長、学校法人関西学院副理事長
(臨時委員)	21名	
	池 尾 恭 一	明治学院大学経済学部教授、慶應義塾大学名誉教授
	大 島 ま り	東京大学大学院情報学環教授
	加 納 敏 行	日本電気株式会社データサイエンス研究所上席技術主幹
	川 端 和 重	新潟大学理事・副学長
	神 成 文 彦	慶應義塾大学理工学部教授
	小長谷 有 紀	日本学術振興会監事
	小 西 範 幸	会計大学院協会理事長、青山学院大学副学長
	佐久間 淳 一	東海国立大学機構機構長補佐、名古屋大学副総長・教授
	迫 田 雷 蔵	株式会社日立アカデミー代表取締役 取締役社長
	菅 裕 明	東京大学大学院理学系研究科教授
	高 橋 修一郎	株式会社リバネス代表取締役社長 COO
	高 橋 真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
	田 中 明 彦	政策研究大学院大学学長
	塚 本 恵	キャタピラー代表執行役員 渉外・広報室長
	沼 上 幹	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	波多野 睦 子	東京工業大学工学院教授
	濱 中 淳 子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	福 留 東 土	東京大学大学院教育学研究科准教授
	堀切川 一 男	東北大学大学院工学研究科教授
	湊 長 博	京都大学総長
	宮 浦 千 里	東京農工大学副学長

計 23 名

※大島委員の発令日は平成31年4月1日

第10期中央教育審議会大学分科会 教学マネジメント特別委員会委員

委員：平成31年2月15日発令

臨時委員：平成31年3月27日発令

専門委員：平成31年4月26日発令

(委員) 1名

座長 日比谷 潤 子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 5名

副座長 小 林 雅 之 桜美林大学総合研究機構教授

佐 藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長

清 水 一 彦 山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授

但 野 茂 独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長

益 戸 正 樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行取締役

(専門委員) 13名

浅 野 茂 山形大学学術研究院教授、名古屋大学IR本部特任教授

大 森 昭 生 共愛学園前橋国際大学学長

沖 裕 貴 立命館大学教育開発推進機構教授

川 並 弘 純 学校法人東京聖徳学園理事長・学園長、聖徳大学・聖徳大学短期大学部学長

小 林 浩 リクルート進学総研所長・リクルート「カレッジマネジメント」編集長

佐 藤 浩 章 大阪大学全学教育推進機構准教授

林 隆 之 政策研究大学院大学教授

深 堀 聰 子 九州大学教育改革推進本部教授

松 下 佳 代 京都大学高等教育研究開発推進センター教授

溝 上 慎 一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学特任教授

森 朋 子 関西大学教育推進部教授

両 角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授

吉 見 俊 哉 東京大学大学院情報学環教授

計19名

第10期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員

委員：平成31年2月15日発令

臨時委員：平成31年4月1日発令

専門委員：令和元年6月4日発令

※丸山委員：令和2年1月31日発令

※富所委員：令和2年7月3日発令

※片山委員：令和2年9月9日発令

※一場委員：令和2年10月22日発令

(委員) 2名

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員) 1名

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 21名

一 場 康 宏	司法研修所事務局長
井 上 由 理	日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者
大 澤 裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之	中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治	創価大学法学部教授
片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃	弁護士
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江	東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭	弁護士
潮 見 佳 男	京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
富 所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
座長代理 松 下 淳 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介	弁護士
丸 山 嘉 代	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
座長 山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

計 24名

**第 10 期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

(臨時委員) 1 名

小 林 雅 之 桜美林大学総合研究機構教授

(専門委員) 4 名

市 川 太 一 広島修道大学名誉教授

川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター
特任教授・センター長

佐 野 慶 子 佐野公認会計士事務所

前 田 早 苗 千葉大学国際教養学部教授

計 5 名